

令和 2 年度

道路除雪業務仕様書

弘前市建設部道路維持課

第1章 総則

(適用範囲等)

第1条 この仕様書は、道路除排雪業務に適用する。

(委託期間)

第2条 委託期間は、下記のとおりとする。

委託期間 契約締結日の翌日から令和 3年 3月31日まで

(業務区域)

第3条 受注者の業務区域は、別紙図面のとおりとする。

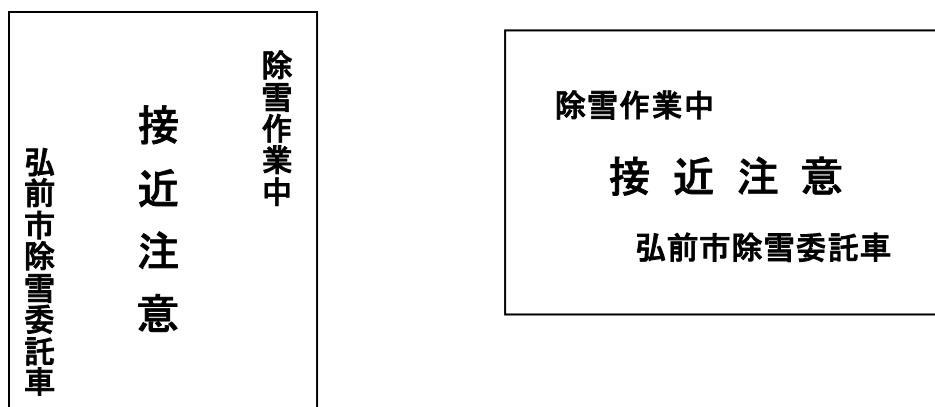
(業務計画書)

第4条 受注者は、契約締結後速やかに、発注者の定める業務計画書を、発注者に提出しなければならない。

(安全管理等)

第5条 作業の安全管理及び技術指導については、受注者の責任において行うものとし、業務責任者を配置しなければならない。また、業務責任者及びオペレータは、凍結抑制剤散布業務及び雪置き場管理業務と兼務してはならない。

- 2 受注者は、自己の担当する区域の車道及び歩道の付属物及び占用物件等の状況について、事前に調査、確認し、作業による事故防止に努めなければならない。
- 3 受注者は、作業に使用する車両（ハンドガイド除雪機は除く）の後部に、夜光塗料で「除雪作業中 接近注意」と記した標示板を目視の容易な箇所に取り付け、通行人及び一般車両等に危険のあることを喚起しなければならない。
- 4 前項の標示板は、木製、金属製及び合成板等とし、その大きさは30cm×45cmとする。（図-1）



（図-1）

- 5 作業にあたっては、運転手の他に助手を配置し、作業機械への同乗、もしくは同乗できない場合は先導者として安全確認を行うこと。
- 6 事故発生時及び器物破損時においては、業務責任者による現場確認を行い、速やかに事故処理に関する報告を行わなければならない。併せて事故報告書を作成・提出し、処理後には完了報告書を提出しなければならない。
- 7 除雪機械の故障については、休日、夜間における修理態勢を整え、除雪機械に明示すること。

(作業状況の報告等)

第6条 受注者は、一般除雪に関して、除雪管理システムによるGPS端末を搭載し作業をしなければならない。

- 2 前項における報告について、日報及び道路除雪業務報告書（写真添付）を期日までに報告しなければならない。
- 3 出動時および作業終了時にGPS端末を操作することとする。
- 4 受注者は、悪天候等や路上駐車等により除雪作業が困難となったとき、又は著しく作業が遅延する恐れがあるときは、直ちにその旨を発注者に連絡し、指示を得なければならない。

(車両)

第7条 受注者は、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく、車両検査に合格し、登録番号を有した車両以外の車両を作業に使用してはならない。

(ハンドガイド除雪機を除く)

- 2 受注者は、運搬車両に弘前市内の道路事情に詳しい運転手を配置し、運搬排雪作業従事者以外のものを同乗させてはならない。
- 3 受注者は、この契約に係る運搬車両の両側面に次の各号に掲げる条件を満たした補助枠を取り付けなければならない。
 - (1) 補助枠の高さは、右側（車両後方から見た場合）80cm以下、左側40cm以下であること。
 - (2) 「弘前市排雪運搬車」及び指定された一連番号を表示すること。
 - (3) 前号の文字の大きさは、縦20cm、横15cmとする。
 - (4) 走行中の振動等により脱落するものでなく、かつ、容易に取り外せること。
- 4 受注者は、発注者が委託した箇所以外で運搬車両を使用する場合は、補助枠を取り外さなければならない。
- 5 受注者は、この契約に係る車両のみでは、車道幅員又は歩道空間の確保が困難と判断されるとき、又は、この契約に係る車両の故障等により、作業ができなくなったときは、発注者の承諾を得て、この契約に係る車両以外の車両を使用することができます。

(騒音の防止)

第8条 受注者は、作業にあたっては、騒音防止に努めなければならない。

(自動車保険等への加入)

第9条 受注者は、作業に使用する車両について、対人賠償無制限、対物賠償1,000万円以上を保険金額とする任意保険に加入するものとし、当該保険契約書の写しを、業務契約後、速やかに発注者に提出しなければならない。

(貸付機械) (6・9工区のみ)

第10条 発注者が受注者に除排雪機械を貸付する際は無償とし、別紙 除排雪機械無償貸付仕様書に定めるものとする。

(その他)

第11条 受注者は、各条項において業務を怠り、作業に支障があった場合は、委託契約書第6条第2項、第7条、第8条、第13条及び第14条に該当するものとする。

第2章 業務内容

(雪道巡回)

第1条 受注者は、委託期間のうち、発注者が定める期間において、気象条件及び路面状況等により、雪道巡回を行うものとする。

(一般除雪)

第2条 受注者は、次の各号に相当する場合において、車道の除雪作業を実施しなければならない。

- (1) 除雪出動基準（別表-1）及び除雪作業基準（別表-2）による。
- (2) 新雪除雪については、発注者が定める期間において自主判断とする。
- (3) 前号のほか、監督員の指示があったときとする。

2 一般除雪作業とは、除雪機械により路側に排除する作業及び不陸、穴、わだち等を無くし、路面の平坦性を確保する作業をいう。

3 受注者は、除雪作業にあたっては、道路形態に沿った車道の幅員確保に努めなければならない。

(歩道除雪)

第3条 受注者は、次の各号に相当する場合において、歩道の除雪作業を実施しなければならない。

- (1) 除雪出動基準（別表-1）による。
- (2) 発注者が定める期間において自主判断とする。
- (3) 前号のほか、監督員の指示があったとき。

2 歩道除雪作業とは、ハンドガイド除雪機、小型ロータリ除雪車により取り除く作業及び不陸、穴、わだち等をなくし、路面の平坦性を確保する作業をいう。

3 受注者は、作業にあたっては、通行に支障のない歩行空間及び横断歩道箇所の確保に努めなければならない。

(拡幅除雪・運搬排雪)

第4条 受注者は、委託期間中は常に車道の拡幅除雪・運搬排雪作業ができるように準備態勢を整えておかなければならない。

2 受注者が共同企業体である場合、構成員による担当区域については、各構成員が責任を持って準備態勢を整えておかなければならない。

- 3 前項において、原則、共同企業体内での調整とする。
- 4 受注者は、発注者が指定する道路又は交差点について、発注者が指示する内容の作業を早期に完了するものとする。

(追従除雪)

第5条 受注者は、監督員の指示があった場合において、追従除雪作業を実施しなければならない。

- 2 一般除雪が実施されたのちには、責任を持って作業準備体制を整えておかなければならぬ。
- 3 作業の必要性の有無については、出動基準に左右されることなく、常に道路状況を把握して監督員へ報告しなければならない。
- 4 作業計画及び作業実績の報告については、監督員の指示により速やかに提出しなければならない。

(横断歩道部除雪) (6・7・9工区)

第6条 受注者は、次の各号に掲げる場合において、横断歩道部の除雪作業を実施しなければならない。

- (1)一般除雪が除雪作業に出動したとき。
- (2)前号のほか、監督員の指示があったとき。
- 2 横断歩道部の除雪作業とは、一般除雪により、横断歩道部に寄せられた雪を排除する作業をいう。
- 3 受託者は、作業にあたっては、横断歩道幅員を確保しなければならない。

(交差点排雪・雪山処理)

第7条 受注者は、委託期間中は常に車道の交差点排雪・雪山処理作業ができるように準備態勢を整えておかなければならぬ。

- 2 受注者が共同企業体である場合、構成員による担当区域については、各構成員が責任を持って準備態勢を整えておかなければならぬ。
- 3 前項において、原則、共同企業体内での調整とする。
- 4 受注者は、発注者が指定する道路又は交差点について、発注者が指示する内容の作業を早期に完了するものとする。

(雪置き場管理)

第8条 受注者は、受注工区内の雪置き場において、運搬排雪等の作業に対応できるよう準備態勢を整えておかなければならぬ。

- 2 騒音や景観に配慮が必要であるため、管理方法については監督員と十分打合せを実施しなければならぬ。

- 3 管理に使用する機械については、運搬排雪作業と重複することなく準備しておかなければならぬ。
- 4 前項において、原則、共同企業体での調整とする。

(除雪地域窓口) (1・5・7・17 工区のみ)

第9条 受注者は、委託期間のうち、一般除雪が実施された日の6時から12時まで除雪地域窓口を開設しなければならない。

- 2 除雪地域窓口とは、市民からの要望・苦情を受付け、対応することをいう。
- 3 除雪地域窓口に寄せられた要望・苦情については、速やかに対応するものとし、合わせて内容及び対応結果について、発注者の定める除雪要望・苦情受付票を発注者に提出しなければならない。
- 4 除雪地域窓口に寄せられた要望・苦情のうち、対応が著しく困難な場合には、発注者に連絡するものとする。

(除雪地域窓口) (2・6 工区のみ)

第10条 受注者は、市民からの要望・苦情を受付け、対応を行う、除雪地域窓口を開設する道路除雪業務 (2工区は1工区、6工区は5工区) 受注者と相互に連携するものとする。

(小路除排雪) (2・7・8 工区のみ)

第11条 受注者は、委託期間中は、常に小路除排雪作業ができるよう準備態勢を整えておかなければならぬ。

- 2 受注者は、監督員の指示によって作業を実施するものとする。
- 3 作業計画及び作業実績の報告については、監督員の指示により速やかに提出しなければならない。

(スノーポールの設置)

第12条 作業上必要なスノーポールの設置は、原則、受注者で設置することとする。

- 2 スノーポール(竹)は、道路維持課の所有数において貸与することとする。
- 3 不足した場合はその都度協議を実施する。

(業務評定)

第13条 発注者は受注者に対し、業務の評定を行うものとする。

- 2 前項の評定により、成績不良であった業者について、発注者は次年度の道路除雪業務の入札参加を不可とすることができます。
- 3 受注者が共同企業体である場合、企業体、代表者、構成員を個別に業務評定を行うものとする。

- 4 前項の評定により、成績不良であった代表者について、発注者は代表者としての、次年度の道路除雪業務の入札参加を不可とすることができる。
- 5 前項で不可となった場合、構成員としての参加を不可とするものではない。

(作業基準)

第14条 発注者は、除雪作業内容の管理が著しく不備であることを確認した場合には、受注者に対し作業の手直しを指示することができる。

(配置人員等)

第15条 道路除雪業務に従事する配置人員等は、積算人員（別表－3）のとおりとする。

(業務報告書)

第16条 受注者は、半月ごと及び業務完了時において、発注者の定める業務報告書を発注者に提出しなければならない。

- 2 前項の業務報告書には、作業日報及び作業写真を添付しなければならない。また、延べ作業時間に端数がある時は、その端数が30分未満のときは切捨て、30分以上1時間未満のときは30分として報告するものとする。

(その他)

第17条 発注者は業務内容について変更がある場合は、受注者と協議の上、指示することができる。

別表－1

○除雪出動基準

道路種別		主要幹線道路	幹線道路	準幹線道路	生活道路A	生活道路B	生活道路C
一般除雪	新雪除雪	◎連続した降雪により、午前0時に降雪量が10cmあった時。(雪の降り始めから根雪までは15cmの降雪量で出動)					
	路面整正	◎新雪除雪出動基準に満たない降雪量が連続し、車輛の走行に支障が生じた時、又は予想される時(日中の降雪量が10cmを超えてるか、連続日降雪量のトータルが10cmを超えた場合)。 ◎風雪等により路面に吹きだまりが発生し、交通に支障が生じた時、又は予想される時。					
追従除雪		◎一般除雪出動後、原則、監督員の指示により行う。 ◎堆雪帯が確保されており、道路幅員の確保が必要な時。					
拡幅除雪	第1回	◎積雪深が概ね35cm、累計降雪深が概ね150cmに達した時。		◎積雪深が概ね50cm、累計降雪深が概ね200cmに達した時。			
	第2回	◎拡幅排雪運搬作業後で、積雪深が概ね90cm、累計降雪深が概ね450cmに達した時。		◎拡幅排雪運搬作業後で、積雪深が概ね115cm、累計降雪深が概ね500cmに達した時。			
運搬排雪		◎積雪深が概ね60cm、累計降雪深が概ね250cmに達した時。	◎積雪深が概ね50cm、累計降雪深が概ね200cmに達した時。	◎積雪深が概ね60cm、累計降雪深が概ね300cmに達した時。		◎積雪深が概ね35cm、累計降雪深が概ね150cmに達した時。	
交差点排雪		◎雪堤が1mを超え、累計降雪深が概ね200cmに達した時。					
歩道除雪		◎午前5時から7時の時点で、降雪が10cm以上あった場合、対象路線について早朝及び日中に行う。					

別表－2

○除雪作業基準

道路種別	主要幹線道路	幹線道路	準幹線道路	生活道路A	生活道路B	生活道路C
道路の規格	<ul style="list-style-type: none"> ◎国道、主要地方道、県道と接続し同程度の交通量。 ◎環状道路及び放射状道路。 ◎市街地部で最も高水準の除雪管理が必要な道路。 ◎シンボル道路。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎主要地方道を補完し、網目状に配置される道路。 ◎比較的高水準の除雪管理が必要な道路。 ◎交通量が多い道路及び主要バス路線等の道路。 ◎雪置き場への排雪運搬経路として重要な道路。 ◎学校、公共施設、救急病院等に連絡する重要な道路。 ◎集落間を結び、確保しなければ交通が遮断される道路。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎幹線道路を補完し、都市計画街路等の計画路線になっている道路。 ◎朝夕の交通量が多い道路及びミニバス路線等の道路。 ◎通学路等で交通安全の確保が特に必要な道路。 ◎住宅地内であるが、幅員が広く通過交通量も多い道路。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎住宅地の生活道路で交通量が少ない生活動路で道路幅員が6m以上の道路。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎住宅地の生活道路で交通量が少ない生活動路で道路幅員が6m未満の道路。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎住宅地の生活道路で交通量が少ない生活動路で道路幅員が4m未満の道路。
管 理 基 準	圧雪厚	0～5cm以下			0～10cm以下	
	わだち	無くする			3cm程度	
	道路幅員	所定の車線及び車道幅員を確保。	2車線、6.0m以上を確保。	2車線、5.5m以上を確保。	車道幅員の6.5%程度を確保(4.0m以上を確保)。	小型車と歩行者のすれ違いが可能な幅員を確保(4.0m以上を確保)。
	交差点	所定の車線及びレーンを確保。	所定の車線及びレーンを確保。	所定の車線を確保。		小型車が走行可能な幅員を確保。
初冬期の管理基準		幅員管理基準にかかわらず、厳冬期の除雪のための堆雪スペース確保のため、道路構造に応じ、できるだけ幅員を広く確保する。				

別表－3

○積算人員

業務名	使用機種	単位	配置人員等										
			機械	特殊運転手	一般運転手	助手	一般世話役	特殊作業員	普通作業員	交通誘導員	軽作業員	燃料費	機械損料
雪道巡回	ライトバン	回	1台		1人		1人					○	○
一般除雪	グレーダ	km	1台	1人			1人		1人			○	○
	グレーダ(貸付)	km	1台	1人			1人		1人			○	○
	除雪ドーザ	km	1台	1人			1人		1人			○	○
	ロータリ	km	1台	1人			1人		1人			○	○
	ハンドガイド	km	1台					1人	1人			○	○
歩道除雪	小型ロータリ	km	1台	1人			1人		1人			○	○
	ロータリ130PS	km	1台	1人			1人		1人			○	○
拡幅除雪	ロータリ80PS	km	1台	1人			1人		1人			○	○
	除雪ドーザ8t	km	1台	1人					1人			○	○
	交通誘導員	km								1人			
	ロータリ130PS	km	1台	1人			1人		1人			○	○
運搬排雪	ロータリ80PS	km	1台	1人			1人		1人			○	○
	除雪ドーザ8t	km	1台	1人					1人			○	○
	交通誘導員	km								1人			
	ダンプトラック4t車	km	1台		1人							○	○
	ダンプトラック10t車	km	1台		1人							○	○
追従除雪	ロータリ130PS	km	1台	1人			1人		1人			○	○
	ロータリ80PS	km	1台	1人			1人		1人			○	○
指示工種 (追従除雪)	ロータリ130PS	時間	1台	1人			1人		1人			○	○
	ロータリ80PS	時間	1台	1人			1人		1人			○	○
	除雪ドーザ8t	時間	1台	1人					1人			○	○
(横断歩道部除雪)	除雪ドーザ(8t級・スノーバケット)	時間	1台	1人					1人			○	○
	除雪ドーザ(5t級・スノーバケット)	時間	1台	1人					1人			○	○
(交差点排雪)	除雪ドーザ(5t級・スノーバケット)	時間	1台	1人					1人			○	○
	バックホウ(0.28m ³ 級)	時間	1台	1人								○	○
(運搬排雪)	バックホウ(0.11m ³ 級)	時間	1台	1人								○	○
	ダンプトラック(10t)	時間	1台		1人							○	○
(雪山処理)	ダンプトラック(4t)	時間	1台		1人							○	○
	ダンプトラック(2t)	時間	1台		1人							○	○
(雪置き場管理)	ブルドーザ(16t級)	時間	1台	1人								○	○
	ハンドガイド	時間	1台					1人	1人			○	○
	交通誘導員	時間								1人			
	普通作業員	時間								1人			
除雪地域窓口	普通作業員	回							1人				